



高額療養費



○高額療養費とは？

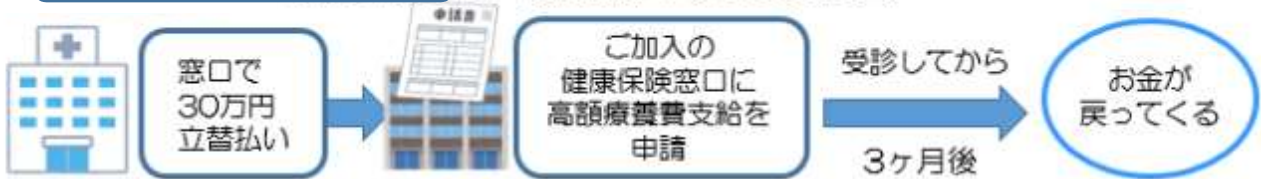
同一月（月の1日～末日）に払った医療費（自己負担額）が決められた額（自己負担限度額）を超えた場合に、超えた分の払い戻しを受けられる制度です。

※食事代、文書料、有料室料金など保険適用外の治療は対象にはなりません。

※医療機関ごと、入院・外来、医科・歯科でそれぞれ別計算になります。

高額療養費の流れ

総医療費 100万円 70歳未満(3割負担)の場合

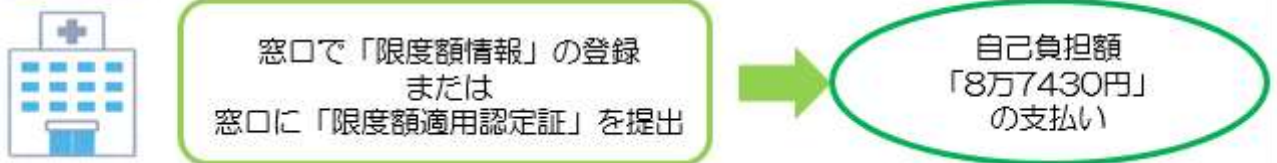


○限度額適用認定とは

窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。**事前申請不要で、医療機関の窓口で登録出来るようになりました。**（健康保険加入で住民税非課税世帯の方は別途手続きが必要ですので、保険者へお申し出ください。）※自己負担限度額は、年齢・前年度の所得により区分が異なります。

限度額適用認定の流れ

総医療費 100万円 70歳未満 区分ウの場合






○各制度についての問い合わせ窓口・・・ご加入の健康保険窓口

70歳未満の場合 【自己負担割合：3割】


適用区分	ひと月の自己負担限度額 (世帯ごと)	多数回該当	食事療養費 (1食)
年収約1,160万円～ ア 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円
年収約770万～1,160万円 イ 健保：標準報酬月額53万～79万円 国保：年間所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	460円
年収約370万～770万円 ウ 健保：標準報酬月額28万～50万円 国保：年間所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	460円
～年収約370万円 工 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円	460円
才 住民税非課税者	35,400円	24,600円	210円※

(※) 90日を超える場合、1食160円

70歳以上の場合


適用区分		自己負担割合	ひと月の自己負担限度額		多数回該当	食事療養費
			外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)		
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標準報酬月額：83万円以上 課税所得：690万円以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円	460円
	Ⅱ 年収約770万～1,160万円 標準報酬月額：53万円以上 課税所得：380万円以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円	460円
	Ⅰ 年収約370万～770万円 標準報酬月額：28万円以上 課税所得：145万円以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円	460円
一般	年収156万～370万円 標準報酬月額：26万円以下 課税所得：145万円未満等	70～74歳：2割 75歳以上：1割 または2割 	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円	460円
住民税 非課税 等	Ⅱ 住民税非課税世帯 	70～74歳：2割 75歳以上：1割	8,000円	24,600円	適用なし	210円※
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) 			15,000円		100円

(※) 90日を超える場合、160円

※ のマークがある区分に当てはまる方で、健康保険にご加入の方は、ご加入の健康保険窓口にて限度額適用認定証の交付を申請してください。限度額適用認定証が提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。

※ のマーク以外の区分の方は、ご同意いただければ当院で確認可能です。

ご同意いただいた場合は、限度額適用認定証の交付の申請は必要ありません。

※  2022年10月1日～自己負担割合が2割に変更となる75歳以上の方には、1ヶ月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。(入院の医療費は対象外)

配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻されます。(配慮措置適用期間：2022年10月1日～2025年9月30日までの3年間)

<多数回該当>

同一の健康保険に加入する家族で複数の医療機関を受診したり、同一人が複数の医療機関を受診して、過去1年間(直近12ヶ月)に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

<同一人合算・世帯合算>

同一月(月の1日～末日)内に同一人・同一世帯で21,000円以上の自己負担額(保険適用分)が複数あり、これらを合算した金額が自己負担限度額に達する場合にも高額療養費が支給されます。

※70歳以上の方は自己負担額の金額にかかわらず、合算して算出が可能です。

※世帯合算の自己負担限度額の算出方法は同居しているご家族の年齢や所得などによって異なります。

詳しくはご加入の健康保険窓口にお問い合わせください。